

【12月21日 団体交渉報告】

12月21日(金) 団体交渉を行った。

1. 退職手当削減の改正に関して

交渉の席で大学からは、「総務省からの退職手当て引下げの要請文書」「平成24年8月7日 閣議決定文書」「本学の退職金モデル試算表」の資料が提示された。

大学の意向は、2013年1月1日からの退職金減額の改正を執行する。理由は、資料で示したように、国からの要請と運営費交付金の減額による本学の財源不足の可能性、世の中の理解である。

組合) 退職手当ては運営費交付金の一部であるか？

大学) 一部であり、別途、予算立てしている。ただし、大学も退職金を負担しているため、運営費交付金自体が削減された場合、負担額が増えるため苦しい。

組合) そもそも、役員会でこの改定は決定しているのか。

大学) まだ決定していない。

組合) 退職金は「賃金」という性質であるが、そのように解釈して交渉を進めてよいか。

大学) 賃金ではなく手当てではないか。

組合) 労基法第11条では手当は賃金である。

大学) 法がそう言っているならば賃金として交渉になるだろう。

組合) 改定前と改定後で退職金は下がる。これは不利益変更ではないか。

大学) 不利益変更と認識している。しかし、支給は新しい算出方式で計算する。

組合) それならば、不利益遡及と言えないか？

大学) 不利益遡及ではない。

組合) 人件費は、他の事業に対して優先度はどうなっているのか。

大学) 優先度は、全てトップである。賃金も人件費として最重要で予算立てしている

結局は、大学は不利益を認識しながら、国家公務員と同様に執行するため人件費には手を付けられない事、改正しなければ世の中の理解を得られない、我々の原資は税金であり、周囲からは公務員として見られているという理由を述べただけであった。

2. 減給保障廃止

大学から平成26年～平成30年までの保障対象者の推移が資料として提示された(前回、組合から求めた)。平成26年には対象者40名から、平成30年は対象者10名であった。

この事から減給保障の役割は終わったとみて、かつ、本来は人事院勧告において終了していた減給保障を、本学は平成26年まで継続(考慮)しているとの発言があった。

大学は交渉を終了する姿勢であったが、継続して交渉も可能との発言があり、組合は引き続き交渉を表明した。

最後に、次回の交渉日程を調整するところを確認し、以下の要望を行った。

- (1) 今後、このような改正において、学長自らが全教職員へ説明するよう求める
- (2) 改定に至るまでの経緯(プロセス)、資料、説明を十分に行うこと
- (3) 退職手当ては賃金であるとの見解を検討してほしい
- (4) 退職金が不利益遡及となった判例を示した。

■□■組合員募集中■□■

組合への加入を希望される方は、お近くの執行委員かメールで執行委員会までご連絡ください。

kitunion@ninus.ocn.ne.jp